明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○銀行法施行令等の一部を改正する政令（二四二）　二

〔告　示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁七）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録をした旨を公示する件（厚生労働三〇四）　四

○農薬を登録した件（農林水産一八七九～一八八一）　六

○農薬を再登録した件（同一八八二）　六

○農薬の登録が失効した件（同一八八三）　六

○農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件（同一八八四）　六

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一八八五）　六

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一八八六～一八八八）　六

○保安林の指定を解除する件（同一八八九）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通一〇四四）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　九

〔公　告〕

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇銀行法施行令等の一部を改正する政令（政令第二四二号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係

1　特定銀行代理業者の休日

特定銀行代理業者の特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所について、銀行の営業所と同様、金融庁長官の承認を前提に、法令で定める日以外の日を休日とすることができるようにすることとし、休日を設定したときの店頭掲示義務を定めることとした。（第一六条の七関係）

2　財務局長等への承認権限の委任

特定銀行代理業者の営業所又は事務所の休日に係る規定による承認権限を、銀行代理業者に係る他の権限と同様、その主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は財務支局長に委任することとした。（第一七条の四関係）

二　その他関係政令の一部改正関係

信用金庫法施行令、長期信用銀行法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令、労働金庫法施行令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、平成三〇年八月一六日から施行することとした。